吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第１項第１号および会社法第 801 条第３項第２号
ならびに会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2020 年３月２日

株式会社インタースペース

株式会社 TAG STUDIO

2020年３月２日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社インタースペース
代表取締役社長　河端　伸一郎

東京都渋谷区代々木三丁目２４番４号
株式会社TAG STUDIO
代表取締役社長　石橋　知幸

記

株式会社インタースペース（以下「分割会社」といいます。）および株式会社TAG STUDIO（以下「承継会社」といいます。）は、2020年１月21日付で締結した吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約書」といいます）に基づき、2020年３月２日を効力発生日として、承継会社が分割会社のアフィリエイトサイト運営にかかる全サイトに関して有する権利義務を承継する吸収分割（以下「本件分割」といいます。）をおこないました。

本件分割にかかる事項は、下記のとおりであります。

１．本件分割の効力発生日（会社法施行規則第189条第１号）

本件分割の効力発生日は、2020年３月２日であります。

２．分割会社における会社法第784条の２、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第２号）

（１）反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の２）

本件分割は、分割会社において会社法第784条第２項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第784条の２の規定による反対株主の差止請求権は発生しません。

（２）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

本件分割は、分割会社において会社法第784条第２項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第785条の規定による反対株主の株式買取請求はおこなわれておりません。

（３）新株予約権の買取請求手続について（会社法第 787 条）

本件分割に際し、会社法第 787 条第１項第２号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による新株予約権の買取請求はおこなわれておりません。

（４）債権者の異議について（会社法第 789 条）

本件分割に際し、承継会社が承継する債務のすべては、分割会社が承継会社とともに重畳的債務引受をおこなうため、分割会社に対して異議を述べることのできる債権者は存在しません。よって、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

３．承継会社における会社法第 796 条の２、会社法第 797 条および会社法第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第３号）

（１）反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の２）

本件分割は、承継会社において会社法第 796 条第２項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 796 条の２の規定による反対株主の差止請求権は発生しません。

（２）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

本件分割は、承継会社において会社法第 796 条第２項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 797 条の規定による反対株主の株式買取請求はおこなわれておりません。

（３）債権者の異議について（会社法第 799 条）

承継会社は、第 799 条第２項の規定に従い、2020 年１月 27 日付官報により債権者に対し、本件分割に対する異議申述の公告をおこない、また、知れている債権者には催告書により各別の催告をおこないましたが、所定の期限までに異議申述をおこなった債権者はありませんでした。

４．本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第４号）

承継会社は、2020 年３月２日をもって、本件吸収分割契約書の定めにより分割会社のアフィリエイトサイト運営にかかる全サイトに関して有する権利義務を承継しました。

５．本件分割にかかる変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第５号）

分割会社および承継会社の変更登記は、2020 年３月２日に申請する予定です。

６．その他本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません

以上